

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

スタイルファクトリー株式会社 立川支店（以下「甲」という）と派遣労働者の過半数
代表者 藤井 久幸（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定
（労使協定方式）に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で次の各号に従事する従業員（以下「対象従業員」という）
に適用する。



（職種）

（1）飲料・たばこ検査工（2）フォークリフト運転作業員（3）選別作業員（4）
軽作業員（5）他に分類されないその他の運搬・清掃・包装等の職業

※ただし、別表1に記載のないものは均衡・均等方式とする。

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキ
ャリア形成を行い、所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、1の労働契約の期間中に本協定の適用を除外しない
ものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本時給（一時金相当部分を含む、以下同じ）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当、退職手当とする。



(同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な額)

第3条 対象従業員の基本時給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」（時給換算）は次の各号の通りとする。

- (1) 使用する統計は厚生労働省通達「労働者派遣法第30条の4第1項第2号イの同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額について」（以下「通達」という）の「職業安定業務統計」とする。
- (2) 第1条第1項各号に定める各職種と、比較対象となる「職業安定業務統計」における職種との対応は別表1のとおりとする。
- (3) 地域調整は、通達に定める「地域指数」の都道府県指数とする。
- (4) 通勤手当は、基本時給とは分離し、第6条のとおりとする。

(基本時給)

第4条 対象従業員の賃金（基本時給）は、別表1の通り一般労働者の平均賃金以上の額とする。

- 2 甲は、第7条の規定による対象従業員の勤務評価の結果を踏まえ、昇給を行う。
また、甲は能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

(割増賃金)

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、派遣従業員就業規則第39条から第41条に基づき支給する。

(通勤手当)

第 6 条 対象従業員の通勤手当は、派遣従業員就業規則第 4 2 条に基づき通勤に要する実費に相当する額を支給する。

2 前項の通勤手当の上限は、月額 12,480 円とする。なお、日雇いの場合の通勤手当上限額は 1 日 576 円とする。

(賃金の決定にあたっての評価)

第 7 条 勤務評価を踏まえ昇給の額を決定する。

(賃金以外の待遇)

第 8 条 教育訓練（次条に定めるものを除く）、福利厚生その他賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

(教育訓練)

第 9 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、別途定める「スタイルファクトリー株式会社教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第 10 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で着実に協議する。

(有効期間)

第 11 条 協定の有効期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 2 年間

とする。

令和2年3月30日

スタイルファクトリー株式会社

代表取締役社長 福永 青磁



スタイルファクトリー株式会社 立川支店

過半数代表社員

藤井久幸

